

鳥取県立皆生養護学校校舎清掃業務仕様書

この仕様は、委託者鳥取県立皆生養護学校（以下「甲」という。）の清掃作業の概要を示すものであり、現場の実情に応じて軽易な作業については、本書に記載がなくても甲が美観の保持又は建物の管理上必要と認めた場合には、契約金額の範囲内で受注者はこれを実施するものとする。

- 1 期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 2 作業概要 作業は概ね次の区分により行う。
 - (1) 日常清掃 毎日行う清掃及び必要に応じて行う作業をいう。
年間約206日とする。（長期休業中を除く）
 - (2) 週定期清掃 毎週（月、水、金曜日の3日）行う清掃作業をいう。
当該日が、祝祭日に当たる時は翌課業日に作業を行う。
年間約120日とする。（長期休業中を除く）
 - (3) 年定期清掃 1年に1回又は数回行う清掃作業をいう。
- 3 作業人員 作業を行う人員の配置に当たっては、次の掲げる事項に留意すること。
 - (1) 作業行程に支障が生ずることのないよう適切な数の作業従事者を配置すること。
 - (2) 日常清掃における作業従事者には、障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）を1名以上配置すること。
 - (3) 作業開始の前までに作業人員配置内訳表を甲に提出すること。なお、作業人員配置内訳表には、作業に当たる者の氏名、及び障がい者である者については、その旨を記載するとともに、提出に当たっては、障がい者である旨を記載することについて、障がい者である者の同意を得ておくこと。
 - (4) 甲が必要と認めるときは、作業人員内訳表に記載された障がい者である者について、障がい者であることが確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、又は障害者職業センター等の公的判定機関で障がい者と判定された旨を証する書類の写し等）の提示を求める場合があること。なお、障がい者であることが確認できる書類を甲に提示する場合は、当該書類の提示について、障がい者である者の同意を得ておくこと。
- 4 使用材料 作業に使用する材料は、すべて清掃箇所に適合したものをを用いる。
- 5 損害その他 作業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 日常清掃の実施時間帯は午後1時から午後5時までとする。
 - (2) 建物、工作物、装置、器具等に毀損を発見した時又は損害を与えた時は、ただちに甲に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 甲の業務に支障を与えないこと。
 - (4) じんあいを飛散させないこと。
 - (5) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(6) 不衛生なじんあい、汚物、紙屑等の処理はしないこと。

6 日常清掃は、次に掲げる作業を行う。

(1) 塵払い

床、腰板等で普通手の届く範囲は、電気クリーナーを使用して入念に塵払いをする。

(2) 床掃除

ア 掃き掃除は、ほうき、モップ、電気クリーナーを使用する。備品類で容易に移動し得るものは、移動させ、掃除を入念にする。

イ プラスチックタイル、磁器タイル等は掃き掃除の後、化学雑巾拭き又は固く絞ったモップで水拭きをする。

(3) その他

ア カウンター、窓枠、窓台、手すり等は塵払いの後、雑巾拭きをする。

イ 便所の汚物入れは、汚物を所定の場所に捨て、容器の内外を水洗いする。

ウ 便器、洗面所、流し類は、入念に水洗いの上、布拭きをする。

エ 紙屑等は、所定の場所に捨てる。

オ 出入口の備え付けマットは、泥、塵等を取り除き、水洗いの後乾燥させ備え付ける。

カ 玄関舗装部分及び渡り廊下舗装部分は、じんあいを取り除き、天気あるいはその時の状況により散水又は水洗いする。その他の部分は、清掃、除草、散水をする。

7 週定期清掃は、次に掲げる作業を行う。

(1) 塵払い

床、腰板等で普通手の届く範囲は、電気クリーナーを使用して入念に塵払をする。

(2) 床掃除

ア 掃き掃除は、ほうき、モップ、電気クリーナーを使用する。備品類で容易に移動し得るものは、移動させ、掃除を入念にする。

イ プラスチックタイル、磁器タイル等は掃き掃除の後、化学雑巾拭き又は固く絞ったモップで水拭きをする。

(3) その他

ア 窓枠、窓台、手すり等は塵払いの後雑巾拭きをする。

イ 紙屑等は、所定の場所に捨てる。

8 年定期清掃は、次に掲げる作業を行う。

(1) 床のワックス掛け・年間1回

プラスチックタイル、木フローリングは、水拭きモップでじんあいを取り除き床に付着している汚れは洗剤で落とし、ワックスを塗布してポリッシャー（使用できない部分はブラシ）で磨く。ノンスリップシート部分は洗浄のみ行う。

(2) カーペット洗浄は、材質に適した機材、洗剤等を使用し、洗浄後の乾燥は特に入念にする。

(3) 全館窓ガラス・窓枠清掃・年間2回

窓ガラス、窓枠は洗剤で汚れを取り、乾布で拭き、艶出しをする。

(4) 天井、壁、窓、照明器具、時計等の清掃・年間1回

天井、壁、窓、照明器具、時計等日常手の届かない箇所は、脚立を使用してハタキ又は、電気クリーナー等で塵払いをし、洗剤で汚れを落として乾布で拭く。

(5) 換気孔の清掃・年間1回

換気孔は、洗剤で汚れを取り水拭きをする。(窓ガラス、窓枠清掃時)

(6) エアコン、ファンコンベクタの清掃・年間1回

エアコン、ファンコンベクタは、機器のじんあいを取り除き、フィルターは取り外し、洗浄したのち装着する。

9 清掃箇所は、別紙校舎清掃作業基準表、平成27年度予定鳥取県立皆生養護学校平面図、平成27年度予定配置図(エアコン)及び平成27年度予定配置図(ファンコンベクター)のとおりとする。

10 その他

その他の不明事項は、受注者と協議して決める。